住所　北九州市八幡西区本城２丁目２番４号
　盧明香　昭和63年７月25日生
住所　福岡市中央区平尾浄水町４番７―101号
　金美恵　昭和54年８月23日生
住所　埼玉県加須市久下１丁目27番地19
　朴商昊　昭和37年11月22日生
住所　京都市西京区桂畑ケ田町126番地
　朴文植　昭和48年２月10日生
住所　京都府舞鶴市字上安久132番地３
　金東哲　昭和51年７月21日生
住所　千葉県白井市桜台２丁目３番６―501号
　雪合来提阿不都熱依木　昭和52年９月24日生
住所　東京都台東区元浅草４丁目５番14号
　梁洋輝　平成元年５月９日生
住所　東京都台東区元浅草４丁目５番14号
　梁巧　平成３年７月14日生
住所　神戸市長田区水笠通６丁目２番３号
　趙孝一　昭和32年１月３日生
住所　神戸市垂水区塩屋北町３丁目６番１号
　許英淑　昭和27年10月28日生
住所　兵庫県西宮市河原町５番22―203号
　黄浩容　昭和54年６月22日生
住所　兵庫県芦屋市若葉町５番２―1523号
　ハディジャ・パワーツ　昭和44年１月13日生
住所　兵庫県宝塚市小浜４丁目４番７号
　沈漢燮　昭和11年10月３日生
住所　兵庫県姫路市広畑区城山町５番地２
　崔俊　昭和59年４月４日生
住所　兵庫県姫路市東夢前台３丁目112番地
　崔文　昭和62年６月１日生
住所　大阪市東住吉区桑津２丁目15番11号
　康敏秀　昭和37年１月18日生
　高福子　昭和36年１月19日生
　康友園　昭和60年８月17日生
　康宇光　昭和63年３月14日生
　康優下　昭和63年３月14日生
　康奥玉　平成２年９月３日生
住所　大阪市生野区勝山南１丁目15番22号
　朴愛順　昭和43年７月８日生
住所　東京都杉並区天沼１丁目17番11号
　王寅　昭和61年４月28日生
住所　東京都稲城市向陽台４丁目４番地２
　マルシア・ミシズ・イトウ　昭和36年８月18日生
住所　東京都八王子市八木町７番11号
　呉栄子　昭和13年11月15日生
住所　広島県東広島市高屋町宮領1032番地147
　李洋平　昭和59年10月16日生
住所　広島県福山市春日町１丁目20番43号
　馬麗　昭和55年９月21日生
住所　埼玉県狭山市鵜ノ木23番15号
　陳桂玲　昭和42年９月23日生
住所　埼玉県狭山市大字上赤坂254番地２
　陳桂紅　昭和45年３月10日生
住所　名古屋市北区中味鋺２丁目333番地
　朴猛　昭和50年２月１日生
住所　名古屋市西区八筋町110番地
　李麻美　昭和59年12月18日生
住所　名古屋市中村区長篠町４丁目22番地１
　鄭在圭　昭和33年11月１日生
　林照美　昭和32年10月30日生
　鄭耕太郎　平成６年12月５日生
　鄭拓朗　平成８年９月27日生
住所　群馬県伊勢崎市波志江町2160番地10
　グスタボ・モイセス・チョイ・ナミサト　昭和45年３月４日生
　ブライアン・エイジ・チョイ・ナカオ　平成８年９月９日生
　ガブリエル・ショウジ・チョイ・ナカオ　平成18年５月９日生
住所　横浜市鶴見区鶴見中央１丁目31番22―2805号
　宋吉善　昭和44年６月６日生
住所　横浜市青葉区荏田北１丁目11番地７
　金勝治　昭和49年２月23日生
住所　川崎市中原区上小田中６丁目38番７号
　金友昭　昭和56年５月８日生
住所　三重県四日市市高花平２丁目１番地49
　林春子　昭和15年４月29日生
住所　大阪市西成区松２丁目３番40号
　盧優子　昭和41年12月６日生
住所　大阪府岸和田市小松里町2358番地
　金源次郎　昭和55年２月20日生
住所　大阪市旭区高殿４丁目22番５―611号
　金慶愛　昭和22年12月１日生
　金光代　昭和49年３月12日生
住所　大阪市生野区中川西２丁目２番22号
　高正典　昭和45年11月18日生
住所　大阪府東大阪市吉松２丁目９番28号
　高裕史　昭和55年１月30日生
　高裕子　昭和57年３月10日生
住所　大阪市生野区小路１丁目１番31号
　白昌美　昭和34年５月６日生
　金直巳　昭和60年10月16日生
　金敦子　昭和63年10月11日生
住所　大阪市北区中崎１丁目３番４―801号
　韓健司　昭和39年10月13日生
住所　堺市堺区南庄町２丁１番27―308号
　李恵美　昭和53年12月13日生
住所　静岡県御殿場市東田中1851番地１
　車恵民　昭和38年３月11日生
住所　名古屋市熱田区明野町15番25号
　陳甲武　昭和58年７月５日生
住所　神戸市長田区久保町６丁目１番６―803号
　朴明秀　昭和52年11月23日生
住所　京都市北区大北山原谷乾町53番地23
　郭欣　昭和57年６月３日生
住所　東京都墨田区江東橋２丁目３番４―405号
　兪宏蘭　昭和57年３月13日生

○財務省告示第百八十二号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十五年五月七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年六月六日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第三百六十二回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆二千九百八十七億五千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千四百十二億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　五兆二千九百七十六億千七百六十万八千七百五十円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千四百十一億五百五十八万三千二百円

○外務省告示第百九十五号

一　ベルギー王国政府は、平成十三年十一月二十三日にブダペストで作成された「サイバー犯罪に関する条約」の批准書を平成二十四年八月二十日に欧州評議会事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十四年十二月一日にベルギー王国について効力を生じた。

二　オーストラリア連邦政府及びアメリカ合衆国政府は、前記の条約の加入書を、それぞれ、平成二十四年十一月三十日及び平成二十五年二月七日に欧州評議会事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十五年三月一日にオーストラリア連邦について、また、平成二十五年六月一日にアメリカ合衆国について、それぞれ効力を生じた。

（平成二十四年八月二十四日付け、同年十二月七日付け及び平成二十五年二月八日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十五年六月六日

外務大臣　岸田　文雄